

核兵器禁止条約

1 条約成立の経緯

- 2016年12月の国連総会決議で2017年に条約交渉を行う旨決定(賛成113(オーストリア、メキシコ、スウェーデン他)、反対35(米露英仏、日、韓、豪、独、加他)、棄権13(中、印、パキスタン他))。
(注)北朝鮮は、第一委員会では賛成したが、本会議では投票せず。
- 2017年3月、6月及び7月、交渉会議が開催され、約100か国以上と市民社会が参加。米露英仏中、印、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、豪、独、加等は参加せず。日本も、冒頭のセッションで日本の立場と核軍縮政策を説明した上で、その後の交渉会議には参加しなかった。
- 同年7月7日、条約を採択(賛成122、反対1、棄権1)。条約は、同年9月20日に署名開放され、2020年10月24日、50番目の締約国として、ホンジュラスが本条約を締結し、90日後の2021年1月22日に発効。2022年6月21日～23日に第1回締約国会合をウィーン、2023年11月27日～12月1日に第2回締約国会合をNY、2025年3月3日～7日に第3回締約国会合をNYにて、それぞれ開催した。
- 2024年9月25日時点で、94か国・地域が署名、73か国・地域が締結済み。

2 日本の立場(2025年2月18日 岩屋外務大臣定例記者会見)

- 核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約。
- 一方、核兵器の保有・使用等を包括的に禁止しており、現状においては、核抑止と相いれない同条約を核兵器国が締結する見込みはない。
- 核兵器国を交えずに核軍縮を進めることは難しく、国際的な核軍縮の取組は、NPTの下で進めていくことが引き続きより望ましい。
- 「核兵器のない世界」に向けた道のりが一層厳しさを増す中だからこそ、唯一の戦争被爆国として、NPT体制を基盤に、核兵器国と核兵器禁止条約締約国双方の参加を得た現実的で実践的な取組の推進に今後も全力を尽くしていく。

アジア(13): バングラデシュ、カザフスタン、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナム、カンボジア、フィリピン、モンゴル、東ティモール、モルディブ、スリランカ、インドネシア

大洋州(11): フィジー、キリバス、ナウル、パラオ、サモア、ツバル、バヌアツ、NZ、クック諸島、ニウエ、ソロモン諸島

中東(1): パレスチナ

欧州(5): オーストリア、アイルランド、マルタ、サン・マリノ、バチカン

中南米(26): アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、ボリビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、チリ、ペルー、グアテマラ、グレナダ、ドミニカ共和国

アフリカ(17): ベナン、ボツワナ、ガンビア、レソト、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、コモロ、セーシェル、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ(共)、カーボベルデ、マラウイ、コンゴ(民)、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ